令和９年１月１５日

お客様各位

青和信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和１０年１月１４日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、当組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。